

ユニット型指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 亀寿苑
重 要 事 項 説 明 書

当施設は入居者様に対してユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象になります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. ユニット・居室等の概要	3
4. 職員の配置状況及び勤務体制	3～4
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4～9
6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	10～11
7. 残置物引取人	11～12
8. 苦情の受付について	12
9. その他施設利用にあつたての留意事項	13

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 ケアフル亀山 |
| (2) 法人所在地 | 三重県亀山市阿野田町2443-1 |
| (3) 電話番号 | 0595-84-1212 |
| FAX 番号 | 0595-83-2202 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 伊藤 重行 |
| (5) 設立年月日 | 平成16年6月25日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|--|
| (1) 施設の種類 | ユニット型指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
三重県指定 2470400199号 |
| (2) 施設の目的 | 当施設はユニット型施設です。全室個室・ユニットケア型の特別養護老人ホームで、10人単位の入居者をひとつのユニットとし、ご自宅に近い住環境の中で介護を行う方法で、できるだけ入居者一人一人の個性や生活リズムに沿った日常生活を送っていただくことを目的としています。詳しくは運営規定をご参照下さい。 |
| (3) 施設名称 | 特別養護老人ホーム 亀寿苑 |
| (4) 施設の所在地 | 三重県亀山市阿野田町2443-1 |
| (5) 電話番号 | 0595-84-1212 |
| FAX 番号 | 0595-83-2202 |
| (6) 施設長（管理者）氏名 | 笠井 俊哉 |
| (7) 当施設の運営方針 | <ul style="list-style-type: none">一 施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよういたします。二 入居者の意思及び人権を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービスを提供いたします。三 明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付を尊重した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療サービス又は施設サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 |
| (8) 開設年月日 | 平成17年4月1日 |
| (9) 入所定員 | 50人 |

3. ユニット・居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

<ユニット内の施設・設備>

居室・設備の種類	室数	主な設備等
居室（全室個室）	10室	1室 13.5㎡、ベッド・洗面台・クローゼット
生活共同室	1室	居間、調理場、食堂を含む
便所	3ヶ所	

※ 家具類等の持込については、備え付けの家具類等の以外に、必要なものは入居者にお持ち込みいただくことになります。

☆ 居室の変更：入居者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、出来るだけ入居者やご家族等と協議のうえ決定いたします。

<その他の施設・設備>

浴室	4室	特別浴室・介護浴室 各1室（1階） 個人浴室 2室（2階）
エントランスホール・医務室・たたみコーナー・セミパブリックコーナー（3ヶ所）・エレベーター1基		

4. 職員の配置状況及び勤務体制

当施設では、入居者に対してユニット型指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	常勤	非常勤
1. 施設長(管理者) 笠井俊哉	1名	
2. 介護職員	27名	9名
3. 生活相談員 宇田真琴	1名	
4. 看護職員	3名	
5. 機能訓練指導員 看護職員兼務	3名	
6. 介護支援専門員 鈴木ユリカ	1名	
7. 医師 平沼聖彦		1名（嘱託）
8. 管理栄養士 森田真弓	1名	

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 施設長(管理者)	日勤： 8：30～17：30
2. 介護職員	早勤：7：00～16：00 日勤：8：30～17：30 9：00～18：00他 遅勤：10：00～19：00、11：00～20：00 13：00～22：00 他（ユニットにより変化） 夜勤：22：00～7：00（3名）

3. 生活相談員	日勤： 8：30～17：30
4. 看護職員	日勤： 8：30～17：30 遅勤： 9：00～18：00 早勤： 8：00～17：00
5. 機能訓練指導員	日勤： 8：30～17：30
6. 介護支援専門員	日勤： 8：30～17：30
7. 医師	毎週1回 木 午後
8. 管理栄養士	日勤： 8：30～17：30

5.当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

<当施設が提供するサービスについて>

- (1) 介護保険の給付対象となるサービス
- (2) 介護保険の給付対象外のサービス

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、かかった費用の一部（負担割合参照）をご負担いただきます。

<サービスの内容>

① 介護

- ・ 入浴、排泄、離床、着替え、整容、ユニット内での家事への参加等の支援をいたします。

※入浴又は清拭を週2回以上行います。体調不良等により入浴いただけない場合は、清拭に替えさせていただく場合があります。

② 食事

- ・ 当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 入居者の生活習慣に配慮し、食事をとっていただくことができるよういたします。
（食事時間）朝食：7：45～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

③ 社会生活上の便宜の供与

- ・ 趣味、教養、娯楽活動の機会の提供、行政機関等に対する手続き代行、ご家族との交流の機会の提供、外出の機会の確保等を提供します。

④ 相談援助

- ・ 入居者やご家族からのご相談に応じます。

⑤ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

<介護保険給付対象サービス利用料金>

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、入居者の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

① 1 介護サービスの料金(1割の方)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの利用料金	670	740	815	886	955
日常生活継続支援加算	46				
看護体制加算 I	6				
夜勤職員配置加算 II	27				
科学的介護推進体制加算 I	40				
処遇改善加算 I	106	116	126	136	146

2 介護サービスの料金(2割の方)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1日あたりの利用料金	1340	1480	1630	1772	1910
日常生活継続支援加算	92				
看護体制加算 I	12				
夜勤職員配置加算 II	54				
科学的介護推進体制加算 I	80				
処遇改善加算 I	212	232	253	273	292

<各加算説明>

日常生活継続支援加算	認知症高齢者等・重度介護者が一定割合以上入所しており、入所者数に対し介護福祉士を一定割合以上配置しておりますので、ご負担いただきます。
看護体制加算 (I)	入所者の人数に対して必要な常勤の看護師を配置しておりますので、ご負担いただきます。
夜間職員配置加算 (II)	夜間帯の職員配置を手厚くしておりますので、ご負担いただきます。
科学的介護推進体制加算 I (L I F E 加算)	利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身の状況等に係る基本的な情報をL I F E用いて厚生労働省に提出します。
介護職員処遇改善加算 I	介護保険料自己負担分（介護サービス費＋その他加算）×14.0%が加算されます。

<その他の加算・請求料金等について>

- ① 初期加算料金・・・1日あたり300単位（うちご利用者の1割負担の方は30単位、2割の方は60単位）

※新規に当施設に入居された場合、あるいは一ヶ月以上の入院などを経て再び当施設にもどられた場合に、(再)入院日から30日間は通常の料金に加え、初期加算をご負担いただきます。

- ② 看取り介護加算・・・死亡日以前31日以上45日以下 1日あたり720単位
(うちご利用者の1割負担の方は72単位、2割の方は144単位)

※死亡日以前4日以上30日以下 1日あたり1,440単位

(うちご利用者の1割負担の方は144単位、2割の方は288単位)

※死亡日の前日・前々日・・・1日あたり6800単位

(うちご利用者の1割負担の方は680単位、2割の方は1360単位)

※死亡日 1日・・・1,2800単位

(うちご利用者の1割負担の方は1,280単位、2割は2,560単位)

※医師が終末期にあると判断したご利用者について、医師、看護師、介護職員等が共同して、本人又はご家族等の同意をえながら看取り介護を行った場合に、死亡前45日を限度にご負担いただきます。

- ③ 外泊時費用料金・・・その都度説明いたします。

※入院や外泊をされた場合、介護サービスにかかる料金のご負担はありませんが、一月に6日間(月をまたぐ場合は12日間)を限度として上記料金をご負担いただきます。

- ④ 地域区分単価・・・三重県亀山市は 6級地乙 に分類されます。1単位が10.27円となります。

介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご負担額を変更します。また、要介護度に変更が生じた場合、変更後の介護度が有効となる日(認定有効期間の初日)から、変更後の介護度に応じた額をご負担いただきます。

※社会福祉法人による利用者負担軽減の対象となられる入居者様につきましては、上記金額の一部を施設が負担いたします。

介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、かかった費用の全額をご負担いただきます。

<サービスの内容と利用料金>

① 食事の提供料金

1日あたりの利用料金	利用料金のうちご利用者に負担いただく額 (負担限度額)	ご利用者負担月額 (31日)
1,680円	① 利用者負担第一段階 ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	300円 9,300円
	② 利用者負担第二段階 ・市町村民税非課税世帯で、(合計所得金額+課税年金収入額)が80万円以下の方	390円 12,090円
	③ 利用者負担第三段階 ・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第二段階該当者以外の方	① 650円 ② 1360円 ① 20,150円 ② 42,160円
	④ 利用者負担第四段階 ・①、②および③に該当しない方 ・世帯が違っていても配偶者市区町村民税を課税されている場合 ・非課税の場合でも預貯金額が配偶者がいる方は合計1000万以上の方 配偶者がいない方は合計500万以上の場合	1,680円 52,080円

●朝・昼・夕の3食とおやつにかかる費用が含まれます。

●利用者負担段階には、保険者（市町村）の認定が必要となります。

※社会福祉法人による利用者負担軽減の対象となられる入居者につきましては、上記金額の一部を施設が負担いたします。

② 居住の提供

・居住の提供に伴い、居住費をご負担いただきます。利用者負担段階には、保険者（市町村）の認定が必要となります。

1日あたりの利用料金	利用料金のうちご利用者に負担いただく額 (負担限度額)	ご利用者負担月額 (31日)
1,970円	① 利用者負担第一段階 ・市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	880円 27,280円

	② 利用者負担第二段階 ・市町村民税非課税世帯で、(合計所得金額+課税年金収入額)が80万円以下の方	880円	27,280円
	③ 利用者負担第三段階 ・市町村民税非課税世帯で、利用者負担第二段階該当者以外の方	1,370円	42,470円
	④ 利用者負担第四段階以上 ・①、②および③に該当しない方 ・世帯が違っていても配偶者市区町村民税を課税されている場合 ・非課税の場合でも預貯金額が配偶者のいる方は合計2000万以上の方 配偶者がいない方は合計1000万以上の場合	1,970円	61,070円

※社会福祉法人による利用者負担軽減の対象となられる入居者につきましては、上記金額の一部を施設が負担いたします。

***居住費についての留意事項**

ア 居住費の内訳は、次のとおりです。

・建物の建設費	860円
・ 〃 光熱水費	440円
・ 〃 修繕費	400円
・ 〃 器具や備品の購入費用	270円

合 計 1、970円

●建設費の費用回収期間は39年で計算しています。

●上記の光熱水費、修繕費の額は推定です。

イ 住居費の額は電気代等の前年度の実績に基づき決定いたしますので、1年ごとに額の変動があります。居住費の額を変更する時は、事前にお知らせいたします。

ウ 入院や外泊等で一時居室を空けられる場合も、居住費はご負担いただきます。(ただし、7日目以降は光熱水費相当額を除きます。)

- ① 理美容サービス・・・実費をご負担いただきます。
・原則として毎月一回実施いたします。
 - ② 特別な食事・・・実費をご負担いただきます。
・入居者様のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
 - ③ レクリエーション行事等・・・材料代等の実費をご負担いただきます。
・入居者様の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。
 - ④ インフルエンザ等の予防接種・・・実費をご負担いただきます。
 - ⑤ 預り金の出納管理サービス・・・月額 500 円をご負担いただきます。
・「利用者の預り金管理規定」に基づき当施設でお預かりすることができます。
 - ⑥ 日常生活上必要となる諸費用・・・実費をご負担いただきます。
・日常生活品の購入代金等入居者様の日常生活に要する費用で入居者様にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。
 - ⑦ 治療処置代・・・実費をご負担いただきます。
・病気等で病院等に受診された診療費等、必要経費をご負担いただきます。
 - ⑧ 薬代・・・実費をご負担いただきます。
・病気等で病院等に受診された医薬品費等、実費をご負担いただきます。
 - ⑨ 医療材料費・・・実費をご負担いただきます。
・当苑で必要な医療材料について、実費をご負担いただきます。
 - ⑩ おやつ代・・・ユニットにより必要に応じ実費をご負担いただきます。
- ☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 ヶ月前までにご説明します。

(2) 利用料金のお支払い方法

前記 (1)、(2) の料金・費用は、1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の方法でお支払い下さい。(1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)

- ア. 預金口座より振替させていただきます。
- イ. 請求月の 20 日に指定口座より引き落としさせていただきます。
- ウ. 振り替え手数料は利用者様にご負担いただきます。

(3) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

協力医療機関

医療機関の名称	亀山市立医療センター	鈴鹿回生病院
所在地	亀山市亀田町 4 6 6 番地の 1	鈴鹿市国府 1 1 2 - 1
診療科	内科・外科・整形外科・眼科	内科・外科・整形外科

③ 事故発生時の対応

入居者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます（当法人の事故対応マニュアルに沿って対応いたします。）。入居者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害が入居者に故意又は過失によるものと認められる場合は、入居者の心身の状況を考慮して相当と認められる時に限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承ください。

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、入居者に退所していただくこととなります。

（契約書第 13 条参照）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護度認定により入居者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ 入居者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください。） |
|--|

(1) 入居者からの退所申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、入居者からの当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 入居者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるユニット型介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者・入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 契約者・入居者による、サービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
|---|

③ 契約者・入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う(各種ハラスメント行為を含む)などにより、事業者から①注意・制止②改善要求③再発防止のための誓約等の段階の求めに応じず、事業所が契約解除を正当な理由と判断した場合

※暴力行為については段階に応じた要求を求めず、即時の契約解除をする場合がある。

※正当な理由：被害の事実確認が明確である場合や警察への連絡等

※BPSDによる行為についてはハラスメントと区別する。

④ 入居者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合

⑤ 入居者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

※入院期間中であっても、所定の利用料金(介護保険給付対象)をご負担いただきます。

1日あたり 2,460円

※居住費についてもご負担いただきます。(5の(2)の②参照)

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入れ準備が整っていない時には、併設されているユニット型短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

※入院期間中の所定の利用料金(介護保険給付対象)をご負担いただく必要はありません。

※居住費(介護保険給付対象外)についてはご負担いただきます。ただし、光熱水費相当額は除くものとします。(5の(2)の②参照)

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助(契約書第17条参照)

入居者が当施設を退所する場合には、入居者様の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を入居者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人（契約書第20条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を入居者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、入居者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められてない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

〔責任者〕	施設長	笠井俊哉
〔担当者〕	生活相談員	宇田真琴
	介護支援専門員	鈴木ユリカ
〔第三者委員〕		豊田ます子
		松永里子

○電話番号 0595-84-1212

○受付時間 8:30～17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係	所在地 津市栄町三丁目 143-3 電話番号 (059) 222-4165 受付時間 8:30～17:00
三重県社会福祉協議会 苦情相談室	所在地 津市桜橋二丁目 131 電話番号 (059) 224-8111 受付時間 8:30～17:00
鈴鹿亀山地区広域連合 給付グループ	所在地 鈴鹿市神戸一丁目 18番 18号 電話番号 (059) 369-3201 受付時間 8:30～17:00
	所在地 電話番号 受付時間

9. その他施設利用にあたっての留意事項

(1) 施設・設備使用上の注意

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ②故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合や、変更した場合には入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。ただし、この場合、入居者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をおこないます。

(2) 面会について

来訪者は必ずその都度、職員にご連絡下さい。飲食物等の持ち込みについても職員にご連絡下さい。

(3) 外出・外泊について

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。ただし、外泊については、最長で月6日間以内とさせていただきます。

(4) 食事について

食事が不要な場合は前日までにお申し出ください。

(5) 喫煙について

施設内の喫煙スペース以外は禁煙となっておりますので、喫煙をご遠慮ください。

(6) 各種ハラスメント行為について

事業所及びサービス従事者に対しての暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の各種ハラスメント行為。
事業所又はサービス従事者の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。
(上記3項には、契約者、入居者及びその関係者も含む)

(7) BCP(事業継続計画)について

業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)の実施をおこないません。感染症や災害が発生した場合であっても入居者に必要なサービスが安定的、継続的に提供される体制を構築します。

(8) 虐待防止について

虐待防止のための指針を整備しています。入所者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から対策を検討する委員会の開催、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施しています。

(9) 身体拘束について

施設サービスの提供に当たって、入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為(身体拘束)は行いません。

(10) 健康診断について

入所者の健康管理については、健康診断を実施し常に入所者の健康状態に注意し、疾病の早期発見、予防等健康保持のための適切な措置をとるよう努めます。結核予防を目的とする胸部 X 線検査については年に1回必ず実施します。

令和 年 月 日

ユニット指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム亀寿苑

説明者 職名 介護支援専門員 氏名 鈴木 ユリカ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意します。

入居者 住 所
氏 名 印

代理人 住 所
氏 名 印